



# 郵政民営化委員会      ご説明資料

---

令和5年10月11日（水）  
一般社団法人 全国信用組合中央協会

# 基本的な考え方について

ゆうちょ銀行が新規業務等に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべき。

## 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

### （基本理念）

第二条 郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公事に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公事が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。

### （新会社の株式）

#### 第七条（略）

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

## 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（平成24年4月26日 参議院総務委員会）（抄）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一（略）

二 金融二社の株式について、その全部を処分することを目指し、金融二社の経営状況、ユニバーサルサービスの確保に係る責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとするとの規定に基づき、日本郵政株式会社がその処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること。また、日本郵政株式会社の株式も含め、これらの株式が国民全体の財産であることに鑑み、その処分に当たっては、ユニバーサルサービスの確保に配慮しつつ、可能な限り株式が特定の個人・法人へ集中することなく、広く国民が所有できるよう努めること。

三～八（略）

# 新規業務の参入について

## 現 状

- 2021年5月に公表された、日本郵政の中期経営計画「JPビジョン2025」において、「計画期間中のできる限り早期に金融2社株式の保有割合を50%以下とする」ことを目指すことが示されている。
- しかしながら、依然として具体的な実行計画はもとより完全民営化に向けた明確な道筋も示されておらず、未だ政府の関与が強く残っている。

新規業務への参入は、完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されるとともに、公正な競争条件が確保されることなしに、認められるべきではない。

### 日本郵政グループ 中期経営計画「JP ビジョン2025」(抄)

#### 2 日本郵政グループの新たな成長に向けて

##### 2-2. 資本戦略・人事戦略・ESG経営

##### (1) 日本郵政の資本戦略

(金融2社株式の早期処分による経営の自由度向上)

- ゆうちょ銀行、かんぽ生命の金融2社株式については、JPビジョン2025期間中のできるだけ早期に保有割合50%以下とすることを目指します。
- それにより、両社の新規業務に関する上乗せ規制が緩和され、事前届出制に移行する等、民営化のプロセスは着実に進展します。

# 今後の期待について

## 現状

- 本年3月のゆうちょ銀行株式の売却により、保有割合は60%程度まで低下し、預入限度額の将来の見直し条件とされた保有割合条件を満たす状況となっている。
- 今後、中期経営計画に基づき、ゆうちょ銀行株式の保有割合50%以下までの売却が進められることが想定され、これに伴い、新規業務規制が事前届出制へ移行される。

単に諸条件の充足に基づく、預入限度額の引上げや新規業務への参入ありきではなく、私どもの考えおよび郵政民営化法の基本理念を踏まえ、慎重な審議・判断がなされることを切に期待する。

### 「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(抄)

(預入限度額の見直しについては)  
日本郵政グループ及び政府に対し、以下の2点の取組を求める。

- ① (略)
- ② 将来の見直しについては、グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、**日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却すること**を条件に、通常貯金の限度額について検討すること。

### 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)(抄)

(業務の制限)

第一百条の二 **郵便貯金銀行については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項の規定は適用しない。**この場合において、郵便貯金銀行が同項各号に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、**内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。**

2～3 (略)

- ゆうちょ銀行が新規業務に参入するに当たっては、完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されるとともに、公正な競争条件が確保されることなしに、認められるべきではない。
- 公正な競争条件が確保されないまま、単に預入限度額に関する将来の見直し条件、新規業務が事前届出制となる保有割合条件の充足に基づいた預入限度額の引上げ及び新規業務の参入は、民間金融機関等との間の競争関係や地域の金融システムへ大きな影響を与えることにもなりかねない。
- 貴委員会においては、今後の新規業務等の是非について、郵政民営化法の基本理念に則り、極めて慎重な審議・判断がなされることを強く要望。

# 参考① 信用組合業界の概況

【令和5年3月末現在】

信用組合数	145組合
預金積金	23.4兆円
貸出金	13.4兆円
当期純利益	726億円
自己資本比率	11.38%
不良債権比率	3.59%
店舗数	1,577店舗
役職員数	18,003人
組合員数	3,917千人

※全国信用協同組合連合会「全国信用組合決算状況(速報)」、「全国信用組合預金・貸出金等状況(速報値)」より作成

## 参考② ゆうちょ銀行と信用組合業界の比較

【令和5年3月末現在】

	ゆうちょ銀行	信用組合
預貯金残高	194.9兆円	23.4兆円
店舗数	23,642店	1,577店
資本金(出資金)	3.5兆円	4,655億円

※全国信用協同組合連合会「全国信用組合決算状況(速報)」、「全国信用組合預金・貸出金等状況(速報値)」より作成

※ゆうちょ銀行計数はディスクロージャー誌より作成